

参考資料

「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直し」  
(令和2年5月21日公表) への対応状況について

見直しの具体的内容	対応状況
第1 ガバナンスの強化（情報共有・管理体制の整備）、情報公開	
① 科学的所見への適切な対応	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生労働省社会・援護局の組織体制の強化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会・援護局に戦没者遺骨鑑定を専門的に行うセンター（仮称）を設置し、外部専門家も登用することにより、遺骨鑑定に係る知見・情報等を一元的に管理し、厚生労働省として科学的な鑑定を行う体制を段階的に整備する。（令和2年度中の事実上の業務の開始と令和3年度からの組織の設置を目指す。）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年7月16日に、「戦没者遺骨鑑定センター」（以下「センター」という。）を大臣伺い定め室として立ち上げ、業務を開始。センター長に、浅村英樹氏（信州大学医学部法医学教室教授）を任命。また、外部の若手研究員2名をセンターの室員（非常勤）として採用。</li> <li>・ 令和3年度からセンターを法令上の組織とすべく、調整中。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会・援護局に「遺骨収集事業統括チーム」を設置                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年10月に、遺骨収集事業の統括、企画及び進捗の管理を徹底するため、社会・援護局に担当審議官を長とする「遺骨収集事業統括チーム」を設置した。</li> <li>・ 社会・援護局援護企画課が事務局となり、同チームにおける会合を定期的に開催し、事業課等の業務の進捗管理を実施する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年10月以降、基本的に週に一度、援護企画課が事務局となって、援護担当審議官の下で「遺骨収集事業統括チーム」会合を開催。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外部専門家の登用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部の専門家を社会・援護局へ登用する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ センター長に、浅村英樹氏（信州大学医学部法医学教室教授）を任命。また、外部の若手研究員2名をセンターの室員（非常勤）として採用。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遺骨収集に関する研修の強化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ DNA鑑定を直接担当する職員に加えて、遺骨収集に携わる職員に対し、専門家からの研修を実施する。</li> <li>・ 現地での収集方法についての研修や遺族の思いを聞くことなど、遺骨収集に関する研修内容を充実する。</li> <li>・ 研修の実施回数を増加。（年度途中で採用された者への速やかな研修の実施。）</li> <li>・ 研修の再受講を希望する職員への参加機会の確保。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年6月に小室歳信氏（日本大学歯学部法医学講座特任教授）による職員へのDNA鑑定研修を実施済。年度内に再度実施予定。</li> <li>・ 遺骨収集手順・心得等に関する職員研修を同年12月に実施済。また、遺骨収集に関する職員研修（遺族の思いを聞く研修）の実施について検討中。</li> <li>・ 同年7月に橋本正次氏（東京歯科大学副学長）による職員等への骨学研修を実施済。12月にも実施（現在実施中）。</li> </ul>

見直しの具体的内容	対応状況
② 担当部署職員としての責任を持った対応	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 担当の事務の明確化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年4月から、所属集団の鑑定を、社会・援護局の事務として正式に位置付けた。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会・援護局事業課鑑定調整室の担務に、所属集団の鑑定を記載済。</li> <li>・ 令和2年7月31日に第1回、10月2日に第2回、12月3日に第3回所属集団判定会議を開催。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幹部職員の遺骨収集等への参加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会・援護局（援護）の幹部職員等は、少なくとも年に1回は、遺骨収集、現地調査又は慰霊巡拝等に参加し、実務経験を積むとともに、遺族と接し、遺族の心情をより一層理解するよう努める。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 援護担当審議官が令和2年9月29日～10月1日に、硫黄島での遺骨収集に参加。</li> <li>・ 同年10月24日の日米硫黄島戦没者合同慰霊追悼顕彰式に、審議官、援護企画課長が出席。</li> <li>・ 同年11月11日に、援護企画課長、事業課事業推進室長が硫黄島を視察。</li> </ul>
③ 問題を指摘された場合の情報共有の徹底	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適切な引継ぎ及び情報共有の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当者の異動の際の適切な引継ぎに加え、「遺骨収集事業統括チーム」における会合の定期的な開催により、ネガティブ情報を含めた重要課題を、局内で日常的に共有する。また、同チームにおいて、各職員が適切に引継ぎを行ったかを確認する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年10月以降、基本的に週に一度、援護企画課が事務局となって「遺骨収集事業統括チーム」会合を開催し、業務の進捗管理、課題の共有等を行っている。</li> <li>・ 令和2年4月等に職員の異動があった際、適切な引継ぎが行われたことを同チーム会合において確認済。</li> </ul>
④ 不都合な問題の引継ぎ、公表	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ネガティブ情報の報告、共有 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「遺骨収集事業統括チーム」における会合の定期的な開催により、ネガティブ情報を含めた重要課題を、局内で共有する。また、同チームにおいて、各職員が適切に引継ぎを行ったかを確認する。（再掲）</li> <li>・ 注意を要する事案が発生した場合には、インシデント・アクシデントレポートを作成し、同チームに報告する。</li> <li>・ 有識者会議を定期的な開催し、ネガティブ情報を含めた事業の実施状況を報告する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年10月以降、基本的に週に一度、援護企画課が事務局となって「遺骨収集事業統括チーム」会合を開催し、業務の進捗管理、課題の共有等を行っている。（再掲）</li> <li>・ 令和2年4月等に職員の異動があった際、適切な引継ぎが行われたことを同チーム会合において確認済。</li> <li>・ 同年9月11日の同チーム会合において、遺留品調査返還事業についての報告あり。事実関係を確認した上で、12月17日に有識者会議に報告。</li> <li>・ 同年9月9日及び12月17日に有識者会議を開催し、各種事業の実施状況を報告。</li> </ul>

見直しの具体的内容	対応状況
⑤ 情報公開	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 有識者会議への報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有識者会議を定期的に開催し、ネガティブ情報を含めた事業の実施状況を報告する。(再掲)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年9月9日及び12月17日に有識者会議を開催し、各種事業の実施状況を報告。(再掲)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ DNA鑑定人会議の詳細な議事要旨の公表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ DNA鑑定人会議の議事について、詳細な議事要旨を公表する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年12月、令和2年2月、同年3月のDNA鑑定人会議について、議論の内容を含む議事要旨をHPに掲載済。また、同年7月にセンターを立ち上げた後、センター運営会議、所属集団判定会議、身元特定DNA鑑定会議(旧DNA鑑定人会議)の議事要旨をHPに順次掲載済。</li> </ul>
⑥ チェック体制の構築	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社援局に「遺骨収集事業統括チーム」を設置(再掲) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年10月に、遺骨収集事業の統括、企画及び進捗の管理を徹底するため、社会・援護局に担当審議官を長とする「遺骨収集事業統括チーム」を設置した。</li> <li>・ 社会・援護局援護企画課が事務局となり、同チームにおける会合を定期的に開催し、事業課等の業務の進捗管理を実施する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年10月以降、基本的に週に一度、援護企画課が事務局となって、援護担当審議官の下で「遺骨収集事業統括チーム」会合を開催。(再掲)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 有識者会議の役割の明確化(名称変更) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年10月に、有識者会議の事務を援護企画課に移管した。また、遺骨収集事業全般に関し外部の有識者の意見をいただく場として、令和2年4月に、有識者会議の名称を「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」から「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」に変更し、有識者会議の役割を明確にした。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有識者会議の意見を踏まえ、令和2年4月に有識者会議の名称を変更し(開催要綱を改正)、有識者会議に報告済。</li> </ul>
⑦ リスクの予想と不測の事態への対応	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 偶発事象に適切に対応するためのコンティンジェンシープランの策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 偶発事象に適切に対応するためのコンティンジェンシープランを策定し、同プランに基づき、適切に対応する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直し」の別添として遺骨収集事業におけるコンティンジェンシー・プランを有識者会議に報告済。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会・援護局に「遺骨収集事業統括チーム」を設置(再掲) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年10月に、遺骨収集事業の統括、企画及び進捗の管理を徹底するため、社会・援護局に「遺骨収集事業統括チーム」を設置した。</li> <li>・ 社会・援護局援護企画課が事務局となり、同チームにおける会合を定期的に開催し、事業課等の業務の進捗管理を実施する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年10月以降、基本的に週に一度、援護企画課が事務局となって、援護担当審議官の下で「遺骨収集事業統括チーム」会合を開催。(再掲)</li> </ul>

見直しの具体的内容	対応状況
第2 収容・鑑定のあり方の見直し（科学的所見への適切な対応）	
（1）今後の遺骨収容のプロセス	
<p>（収容前のプロセス）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋葬地資料又は海外公文書館の資料や、現地での証言等の手掛かり情報に基づき、綿密な調査を行い、必要に応じて専門家の意見も聞くなど、科学的・専門的な知見も踏まえ調査結果を確実に分析した上で、現地政府等と協議し、遺骨収容場所を決定する。</li> <li>・ 遺骨収集団員に対する収容方法等の事前の説明についても徹底する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺骨収集手順書に「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直し」の内容を反映し、令和2年9月9日の有識者会議で議論いただいた。</li> <li>・ 同年9月10日に遺骨収集手順書を改訂。</li> <li>・ 遺骨収集推進協会及び同協会の社員団体に対し、遺骨収集手順書の改訂内容を説明済。</li> </ul>
<p>（現地での収容作業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋葬地資料又は海外公文書館の資料や、現地での証言等の手掛かり情報、さらには埋葬の状況、遺留品等の状況等を踏まえ、日本人の遺骨である蓋然性について総合的に判断し、日本人の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体（遺骨の一部）を採取し持ち帰り、他の部位は未焼骨のまま現地で保管する。（これまでと異なり、科学的鑑定を終えるまでは焼骨を行わない。）遺留品等から現地住民等と判定できる場合には、遺骨は日本に持ち帰らない。</li> <li>※ 歯、四肢骨及び側頭骨の錐体部（以下「検体採取部位」という。）が無い場合は、遺骨鑑定人が遺骨の形質を見て、どの部位か判断できるものから判断して遺骨を検体として持ち帰る。</li> <li>・ 現地での保管の際は、遺骨の尊厳を保つことが可能な、安全で環境のよい場所で保管する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺骨収集手順書に「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直し」の内容を反映し、令和2年9月9日の有識者会議で議論いただいた。</li> <li>・ 同年9月10日に遺骨収集手順書を改訂。</li> </ul>
<p>（送還プロセス）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺骨の形質の鑑定や遺留品等により日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定された場合に検体のみを送還する。</li> <li>・ 検体部位の決定は遺骨鑑定人が行うこととし、以下の部位を検体とする。（略）</li> <li>・ 日本でのDNA鑑定等による所属集団の判定により日本人の遺骨であると判定された遺骨については、現地焼骨の上、日本へ送還する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺骨収集手順書に「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直し」の内容を反映し、令和2年9月9日の有識者会議で議論いただいた。</li> <li>・ 同年9月10日に遺骨収集手順書を改訂。</li> </ul>

見直しの具体的内容	対応状況
(2) 今後の遺骨鑑定のプロセス	
<p>(WEB上のデータベースを参照したDNA分析及び次世代シーケンサによるSNP分析)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従来の身元特定のためのDNA分析と同様に、STR型を基本とした分析を行う（Y-STR、ミトコンドリアDNAなど）。 ※ 現在身元特定のためのDNA鑑定を実施している鑑定機関において実施</li> <li>国際的に利用されているWEB上のデータベースを参照し、分析の結果を以下のとおり分類する。（略）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収集済の遺骨の検体のSTR分析結果を、国際的に利用されているWEB上のデータベースに入力する業務を業者に委託。その結果を順次、所属集団鑑定会議及び同会議DNA分科会にかけ、判定いただいている。</li> <li>次世代シーケンサによるSNP分析が必要と判定された遺骨について、SNP分析を実施中（国立科学博物館に委託）。</li> </ul>
<p>(所属集団判定のための専門家による会議及び対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>WEB上のデータベースを参照したDNA分析や次世代シーケンサによるSNP分析の結果は、所属集団判定のための専門家による会議で議論した上で、日本人の遺骨であるかの判定を行い、以下の対応とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 日本人の遺骨であると判定される場合（Ⅰ、Ⅲ（ⅰ）） 現地で保管している他の部位の遺骨について、現地で焼骨・慰霊を実施した上で日本に持ち帰る。</li> <li>② 日本人の遺骨である可能性が低い場合（Ⅱ、Ⅲ（ⅱ）） 相手国に協議した上で検体を原則返還する。</li> <li>③ 次世代シーケンサによるSNP分析を経ても判定不可の場合（Ⅲ（ⅲ）） 同会議において、DNA鑑定や形質鑑定の結果・埋葬資料・遺留品等を総合的に勘案して議論した上で、①又は②の対応とする。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直し」の内容に沿って日本人の遺骨であるかの判定基準を策定し、順次判定を行っている。</li> <li>令和2年7月31日に、第1回所属集団判定会議を開催。9月14日に所属集団判定会議のDNA分科会を開催。10月2日に第2回所属集団判定会議を開催。11月5日及び27日にDNA分科会を開催。12月3日に第3回所属集団判定会議を開催。12月3日にDNA分科会を開催。</li> </ul>
<p>(個性のない破片状の遺骨の取扱い)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遺留品等の状況から日本人の蓋然性は高いが、遺骨鑑定人が遺骨の形質を見て、どの部位の遺骨か判断できない破片状の遺骨のみの場合については、DNAの抽出ができないため、遺族の心情を踏まえて、現地で焼骨する。</li> <li>なお、どの程度の状態の遺骨を鑑定するかについては、今後、DNAの抽出状況を踏まえて見直していくことも検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺骨収集手順書に「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直し」の内容を反映し、令和2年9月9日の有識者会議で議論いただいた。</li> <li>同年9月10日に遺骨収集手順書を改訂。</li> </ul>

見直しの具体的内容	対応状況
<p>第3 見直しを実施するための体制の整備</p>	
<p>(戦没者遺骨鑑定を専門的に行うセンター（仮称）の設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年4月から、所属集団の鑑定を、社会・援護局の事務として正式に位置付けた。（再掲）</li> <li>・ 社会・援護局に戦没者遺骨鑑定を専門的に行うセンター（仮称）を設置することとし、外部専門家も登用することにより、遺骨鑑定に係る知見・情報等を一元的に管理し、厚生労働省として科学的な鑑定を行う体制を段階的に整備する。（令和2年度中の事実上の業務の開始と、令和3年度からの組織の設置を目指す。）（再掲）</li> <li>・ 鑑定体制について、早急な鑑定ができるよう体制を整備する。当面は、国と大学などの研究機関とが分担して実施する。</li> <li>・ 技術の進歩や戦没者遺骨の鑑定における課題等を、継続的に評価し、鑑定方法の見直しを行うため、専門家による技術評価や助言を行う体制も必要であり、このための会議体を設ける。</li> <li>・ 遺骨の身元特定を行うDNA鑑定に用いるデータと同じデータを、遺骨から所属集団を判定するためのDNA鑑定でも利用することとなること等も踏まえ、身元特定のための鑑定に協力する大学等の機関の拡充についても検討を行う。</li> <li>・ 米国等との情報交換や技術協力も視野に入れるとともに、次世代シーケンサによるSNP分析や同位体比分析など新しい技術についても積極的に研究、活用していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年7月16日に、「戦没者遺骨鑑定センター」（以下「センター」という。）を大臣伺い定め室として立ち上げ、業務を開始。（再掲）</li> <li>・ センター長に、浅村英樹氏（信州大学医学部法医学教室教授）を任命。また、外部の若手研究員2名をセンターの室員（非常勤）として採用。令和3年度からセンターを法令上の組織とすべく、調整中。（再掲）</li> <li>・ 引き続き、大学の協力を得てDNA鑑定を実施している。今後は、センターに分析施設（STR分析）を設置し、センターにおいても直接DNA鑑定を実施することを目指す。</li> <li>・ 技術の進歩や戦没者遺骨の鑑定における課題等を、継続的に評価し、鑑定方法の見直しを行う等のために、センター運営会議を設置。</li> <li>・ 身元特定のための鑑定に協力いただく大学の拡充に向け、身元特定DNA鑑定会議の構成員から情報を得て各大学を訪問する等の取組を実施中。</li> <li>・ 次世代シーケンサによるSNP分析を実施中（国立科学博物館に委託）。また、安定同位体比分析についても所属集団判定に活用できるかの研究を行っている。</li> </ul>
<p>(形質鑑定の専門家の人材育成など収容体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 形質人類学などこの分野に精通した人材が日本には多くないため、長期にわたる課題ではあるが、遺骨収容に関わる人材の研修を行い専門性を高めるなど、人材育成を行っていく。</li> <li>・ 検体とする部位の判断を的確に行うため、DNA抽出の結果（可否）については、その都度、遺骨の形質鑑定の専門家に情報共有を行うこととする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 形質人類学的鑑定に係る研究委託（人材の確保・育成）を実施中。令和2年6月に研究機関（国立科学博物館）と契約を締結済。</li> <li>・ センターの所属集団判定会議には、DNA鑑定の専門家と、遺骨の形質鑑定の専門家の双方に参画いただいております。DNA抽出の結果について、情報共有している。</li> </ul>

見直しの具体的内容	対応状況
<p>(所属集団の判定の手法等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遺骨の鑑定については、様々な分析技術の研究が進められていることを踏まえ、信頼性、実用可能性等の観点から、適切な技術を選択、活用し判定を行う。そのため、各分析技術の特性（仕組み、確度、コスト等）を踏まえ定期的に鑑定方法の見直しを行うことや必要に応じて複数の分析技術を組み合わせる。また、生化学的な分析技術だけでなく、従来からの史料、証言等との組み合わせも活用する。</li> <li>次世代シーケンサによるSNP分析は、これまで戦没者の遺骨を用いて実施した例がないことから、実施した結果を踏まえて、分析方法等を見直しながら活用していく。</li> <li>安定同位体比分析は、所属集団の判定に関して安価に実施できる可能性があることから、実用化に向けた研究を行っている。また、放射性同位体比分析は、生存年代推定が実施できることから、必要に応じて、古墓由来の遺骨等のスクリーニングに活用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術の進歩や戦没者遺骨の鑑定における課題等を、継続的に評価し、鑑定方法の見直しを行う等のために、センター運営会議を設置。</li> <li>次世代シーケンサによるSNP分析を実施中（国立科学博物館に委託）。</li> <li>安定同位体比分析についても所属集団判定に活用できるかの研究を行っている。また、放射性同位体比分析を沖縄の古墓由来の遺骨とのスクリーニングに活用している。</li> </ul>
<p>(DNA鑑定や遺骨収集に関する職員研修の実施・強化) (再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>DNA鑑定を直接担当する職員に加えて、遺骨収集に携わる職員に対し、専門家からの研修を実施する。</li> <li>現地での収集方法についての研修や遺族の思いを聞くことなど、遺骨収集に関する研修内容を充実する。</li> <li>年度途中で採用された者への研修を速やかに実施するため、研修の実施回数を増加させるとともに、研修の再受講を希望する職員の参加機会を確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年6月に小室歳信氏（日本大学歯学部法医学講座特任教授）による職員へのDNA鑑定研修を実施済。年度内に再度実施予定。（再掲）</li> <li>遺骨収集手順・心得等に関する職員研修を同年12月に実施済。また、遺骨収集に関する職員研修（遺族の思いを聞く研修）の実施について検討中。（再掲）</li> <li>同年7月に橋本正次氏（東京歯科大学副学長）による職員等への骨学研修を実施済。12月にも実施（現在実施中）。（再掲）</li> </ul>